

1 調査名称：山形市都市計画道路見直し業務

2 調査主体：山形市

3 調査圏域：山形市域

4 調査期間：平成28年度（平成28年度までの4箇年）

5 調査概要：

本調査は、交通量推計による道路ネットワークの利用状況把握及び課題の整理、検討対象道路の評価、評価方法の検討など「平成27年度山形市都市計画道路見直し業務委託」の業務内容に基づき、道路網整備計画（案）の検討、作成を行い、パブリックコメントを実施した上で、道路網整備計画の策定及び公表等を行うものである。

I 調査概要

1 調査名称 山形市都市計画道路見直し業務

2 報告書目次

第1章 業務の概要

- 1－1 業務目的
- 1－2 委託概要
- 1－3 業務内容

第2章 道路網整備計画（案）の作成

- 2－1 昨年度までの検討内容
- 2－2 道路網整備計画（案）の作成
- 2－3 都市計画道路網（案）の需給バランス確認
- 2－4 自転車道設置・歩行者優先の道路横断構成の検討

第3章 パブリックコメントの実施

- 3－1 パブリックコメント資料原稿作成
- 3－2 パブリックコメント意見の整理

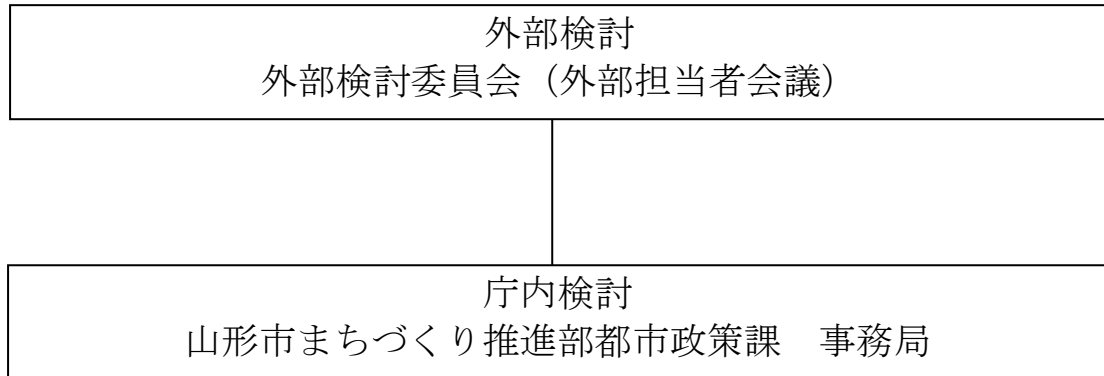
第4章 道路網整備計画の策定

- 4－1 パブリックコメント意見による道路網整備計画（案）修正
- 4－2 都市計画変更に向けたスケジュール、手順の検討
- 4－3 道路網整備計画の公表資料作成

第5章 庁内・庁外検討会議の資料作成及び運営補助

- 5－1 検討体制
- 5－2 これまでの検討経過
- 5－3 会議議事録の作成

3 調査体制



4 委員会名簿等

庁内検討会議
総務部防災対策課 企画調整部企画調整課 商工観光部商工課 まちづくり推進部河川道路整備課 まちづくり推進部道路維持課 まちづくり推進部都市政策課

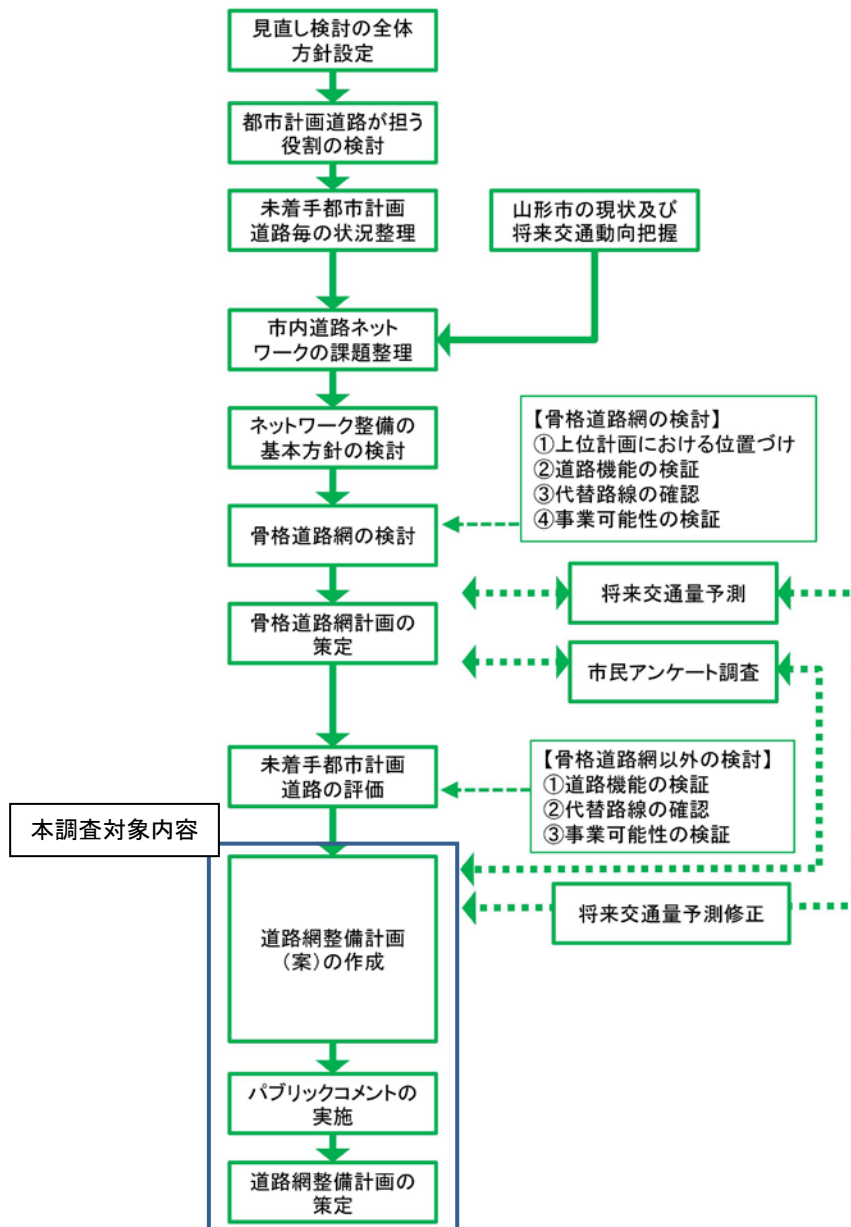
外部検討委員会
学識経験者 東北芸術工科大学吉田朗教授 山形大学山田浩久教授 国土交通省 山形河川国道事務所調査第二課 国土交通省 東北運輸局山形運輸支局 山形県県土整備部都市計画課 山形県県土整備部道路整備課 山形県村山総合支庁都市計画課 山形県村山総合支庁道路課 山形県村山総合支庁建設総務課 山形警察署交通第一課 まちづくり推進部河川道路整備課 まちづくり推進部道路維持課 まちづくり推進部都市政策課

II 調査成果

1 調査目的

本調査は、交通量推計による道路ネットワークの利用状況把握及び課題の整理、検討対象道路の評価、評価方法の検討など「平成27年度山形市都市計画道路見直し業務委託」の業務内容に基づき、道路網整備計画（案）の検討、作成を行い、パブリックコメントを実施した上で、道路網整備計画の策定及び公表等を行うものである。

2 調査フロー



4 調査成果

1 道路網整備計画（案）の作成

(1) 道路網整備計画（案）の作成

昨年度調査で行った評価指標による評価結果を基に、道路網の連続性等も考慮し総合判断を行い、道路網整備計画(案)の作成を行った。

■山形市のまちづくりの骨格となる路線

- ・評価指標「上位計画での位置づけ」、「骨格道路」の対象区間は、基本的に継続候補とする。
- ・天童鮎洗線（区間 No402）は並行する大野目大森線の方が経済性も高く、+評価も多いことから、両路線を一つの路線とみなし、天童鮎洗線（区間 No402）の北側の区間を廃止候補、大野目大森線（区間 No4101）の南側の区間を廃止候補とし、両区間を連絡する新規整備区間を設定する。
- ・城北天童線については継続候補とするが幅員を見直す。現計画では、天童市境から天童鮎洗線交差までは幅員 32m、その南側の区間（整備済）は幅員 16m である。幅員 32m で整備した場合、天童市からの交通が集中し市街地流入部がボトルネックとなることが想定されるため、大環状道路である漆山船町線まで（区間 No 1009, 1010）は現計画の幅員 32m とし、その南側（区間 No 1007, 1008）は 2 車線へと幅員を縮小するものである。天童市からの交通は大環状道路（漆山船町線（区間 No801～803））の整備により上山山形西天童線、美畑天童線に誘導することとする。
- ・沼木中屋敷線（区間 No2301）と成沢長谷堂線（区間 No2404）は概成済であり、現道で一定の道路機能が確保されること、経済性も高くはないことから現幅員への縮小候補とする。

■市街地内の区間

- ・市街地内において整備済区間に挟まれる未着手、概成済区間は、道路網の連続性確保のために基本的に継続候補とする。
- ・旅籠町八日町線（区間 No505）は本区間の北側は 4 車線で事業中であり、道路網の連続性や安全性から継続候補とするが、将来の交通需要が見込めないため幅員縮小候補とする。
- ・諏訪町七日町線（区間 No2503）は、都市計画マスタープランでの位置づけがあり整備の必要性はあるものの、沿道に立地する山形市の歴史や文化を象徴する建築物を保存するため幅員縮小候補とする。

■市街化調整区域内の長距離区間

- ・天童中山線（区間 No2801）は+評価がなく、また概成済であり現道で一定の道路機能が確保されること、経済性も高くはないことから現幅員への縮小候補とする。
- ・大野目鮎洗線（区間 No3710）は北側に並行する天童鮎洗線の整備により交通量の低減が期待され、経済性も低いため廃止候補とする。

■構想路線の扱い

- ・高砂上青柳線（区間 No2201, 2202）は経済性が低く、並行する漆山船町線延伸（区間 No4501～4503）の方が道路網の連続性も優れているため廃止候補とし、漆山船町線延伸を新規候補とする。
- ・十日町双葉町線延伸（区間 No4601, 4602）は、市中心部における混雑低減、JR東西間の連携確保が期待されるため新規候補とする。

【評価対象区間以外の見直し】

■拡幅区間の設定

- ・現況配分、将来配分において千歳橋周辺は混雑度が高く河川部のため迂回路もないため、需給バランス改善のため旅籠町千歳橋線（区間 No1205, 1206）及び美畑天童線（区間 No1713, 1714）については4車線への拡幅候補とする。

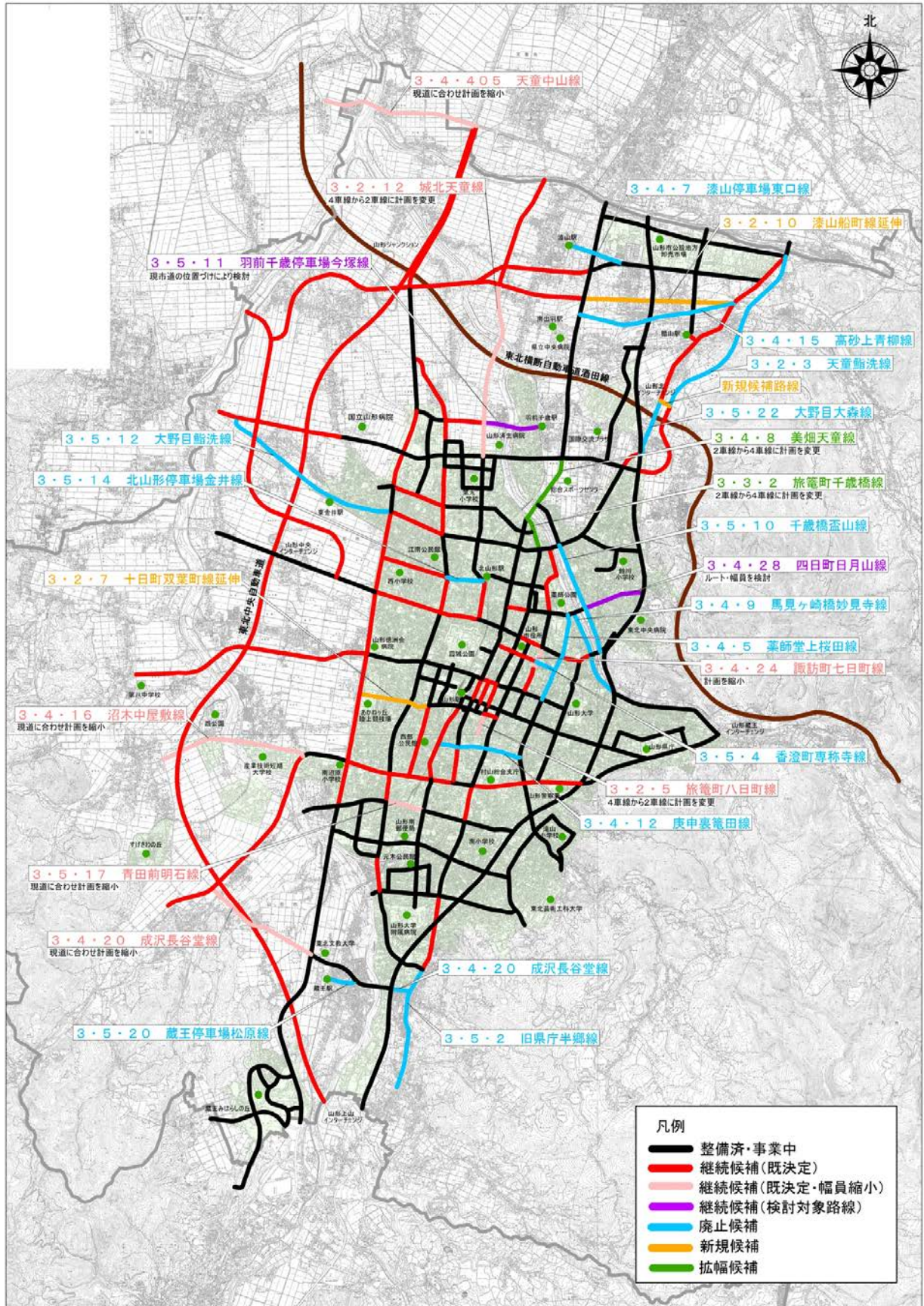


図 道路網整備計画(案)

(2) 都市計画道路網（案）の需給バランス確認

都市計画道路の整備方向性に基づく都市計画道路網（案）について、都市計画マスタープランのまちづくりの考え方を踏まえ、人口 30 万人に対応した自動車交通量による将来配分シミュレーションを実施し、需給バランスの確認を行った。

将来配分シミュレーションの結果、都市計画道路網（案）では需給バランスが適正に保たれていると判断できる。

(3) 自転車道設置・歩行者優先の道路横断構成の検討

今後の都市計画道路には、自動車だけでなく、歩行者や自転車の空間を確保することが求められることから、自転車道を設置する場合の横断構成、及び歩行者優先とする場合の横断構成について、道路幅員別の基本パターンの検討を行った。

2 パブリックコメントの実施

(1) パブリックコメント資料原稿作成

道路網整備計画（案）に関するパブリックコメント実施に向け、資料原稿の作成を行った。

(2) パブリックコメント意見の整理

①パブリックコメント実施の概要

【実施期間】平成 28 年 12 月 7 日から平成 29 年 1 月 6 日まで

【実施結果】

提出方法	人・団体	件数
ホームページ	4 人	16 件
電子メール	1 人	1 件
郵送	2 人	2 件
持参	14 人	14 件
合計	21 人	33 件

②パブリックコメントへの意見と対応

パブリックコメントに対する意見について、内容分類を行い、一覧表として整理を行った。

3 道路網整備計画の策定

(1) パブリックコメント意見による道路網整備計画（案）修正

パブリックコメントに対する意見への対応を検討し、道路網整備計画（案）を修正せずに道路網整備計画とする。

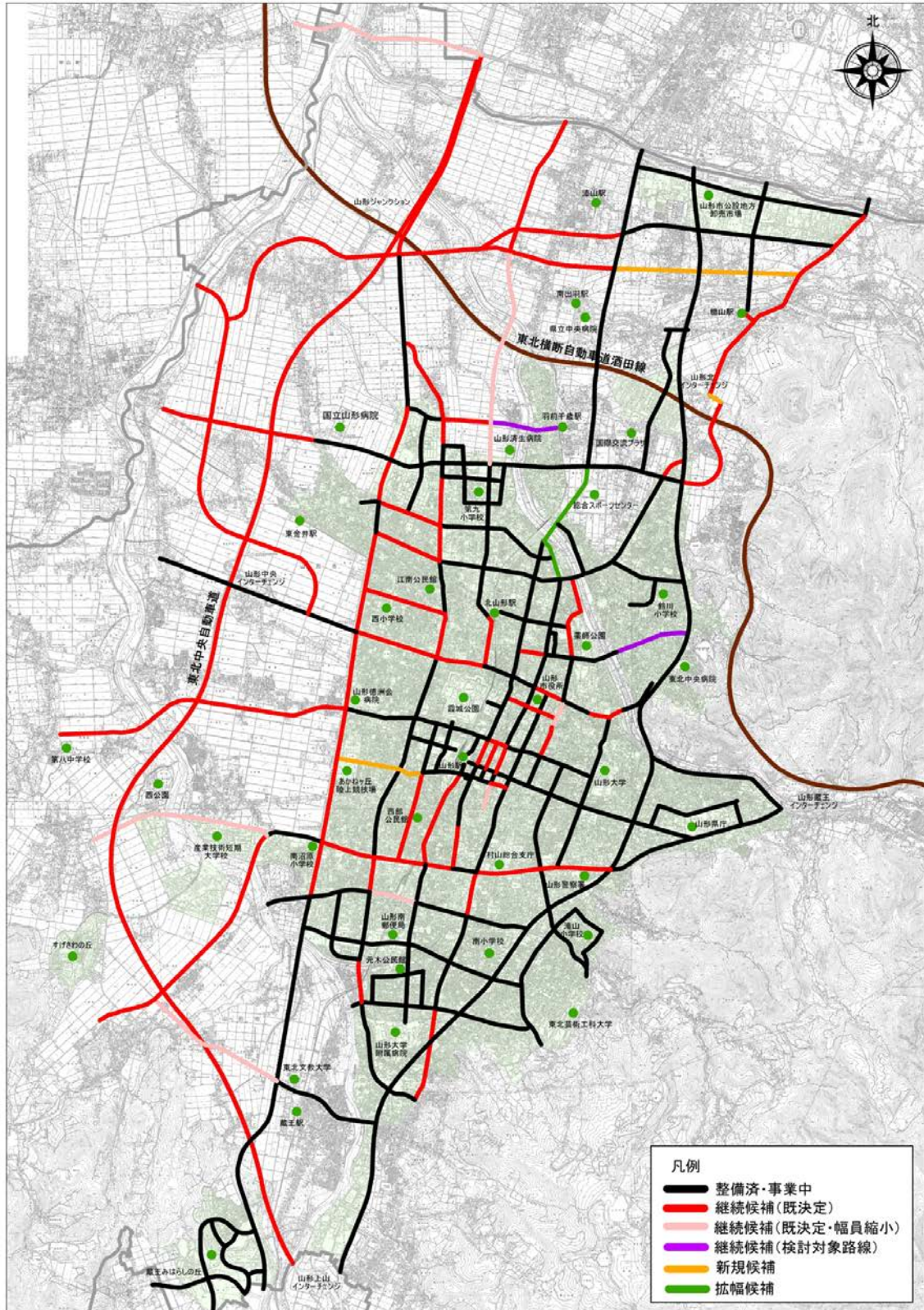


図 新たな都市計画道路網

(2) 道路網整備計画の整備延長と整備費用

策定した道路網整備計画の新規整備延長は約 91.5 km である。内訳は既決定幅員での整備として、現未着手区間が約 36.1 km、現概成・暫定供用区間が約 47.1 km、既決定幅員の縮小での未着手区間整備が約 3.1 km、新規整備区間が約 3.5 km、既整備済区間の拡幅が約 1.7 km である。一方、既決定の廃止候補区間延長は、約 20.6 km である。

表 道路網整備計画の延長

		延長(km)	備考	
継続 (既決定区間)	現計画幅員での整備	①現状:未着手	36.1	
		②現状:概成済・暫定供用	47.1	
	幅員縮小	③現状:未着手	3.1	城北天童線
		概成済・現道活用	7.6	青田前明石線、沼木中屋敷線、成沢長谷堂線、天童中山線
			93.9	
④新規路線		3.5	漆山船町線延伸、十日町双葉町線延伸、大野目大森線と天童鮎洗線の連絡	
⑤整備済区間の拡幅		1.7	千歳橋(旅籠町千歳橋線、美畑天童線)	
既決定区間の廃止		20.6		
新規整備延長(①+②+③+④+⑤)		91.5		

策定した道路網整備計画の新規整備費用は約 2,830 億円と見込まれ、見直し対象路線全体の整備費用約 3,582 億円に対し、752 億円の削減が見込まれる。

表 新たな都市計画道路網の整備費用見直し

単位: 億円

	事業費	備考
①既計画路線の事業費	3,582	
②継続区間の事業費	2,830	拡幅等の新規整備を含む
②-①	▲ 752	

注: 継続候補(検討対象路線)は、既計画の整備費用見直し額を計上

(3) 都市計画変更に向けたスケジュール、手順の検討

今回策定した道路網整備計画に基づき、設計変更が必要な個所の設計を進め、都市計画審議会に諮り、都市計画の変更手続きを進めるものとする。

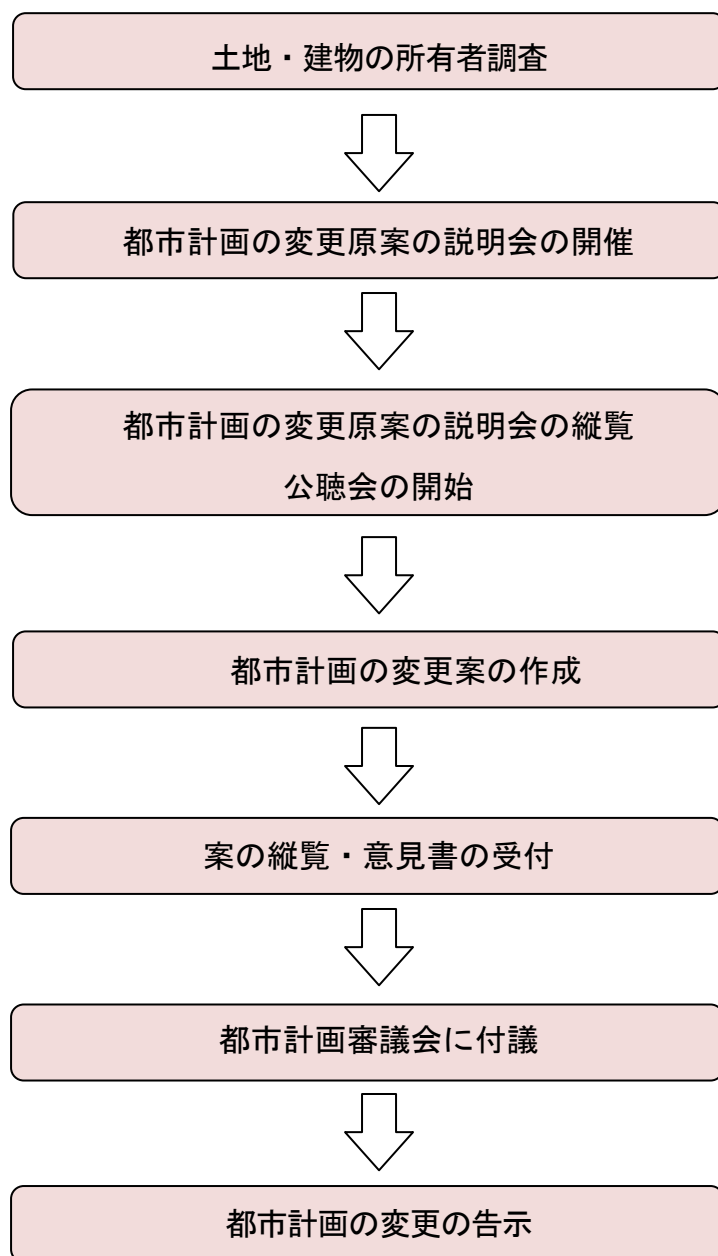


図 都市計画の変更手続きの手順

(4) 都市計画道路区域内における建築許可基準の緩和

長期にわたる建築制限により地権者の生活や土地の有効活用に大きな影響を与えていることから、建築許可基準の緩和を行うこととする。

〈現行の建築制限〉

許可できる建築物

- ① 2階以下で地下がないこと。
- ② 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
- ③ 容易に除去又は移転できること。

表 都市計画法第 53 条の建築許可における基準緩和

継続候補路線		検討対象路線	廃止候補路線 現道に合わせ縮小する路線
整備優先度の高い区間	整備優先度の高い区間に 該当しない区間		
階数が2以下 (地階を有しないこと)	原則: 階数が2以下 (地階を有しないこと) 特例: 階数が3以下 (地階を有しないこと)	原則: 階数が2以下 (地階を有しないこと) 特例: 階数が3以下 (地階を有しないこと)	制限なし (構造上の制限もありません)

: 制限緩和の対象

※新規候補路線、拡幅候補路線については、都市計画決定されるまでは建築制限がかからないこととする。

※幅員縮小候補路線のうち現道に合わせ縮小する路線以外の路線については、現在の都市計画決定の範囲内は制限がかかるが、制限緩和の対象とする。

【整備優先度の高い区間】

建築許可基準の緩和では、整備優先度の高い区間とそれ以外の区間に差異を持たせることとした。この「整備優先度の高い路線（区間）」は、都市計画道路の事業認可など事業化に向けた手続きを進めている路線（区間）とする。具体的な路線名と区間を以下に示す。

- 3・2・5 旅籠町八日町線（区間番号：5 0 3）
- 3・4・2 4 諏訪町七日町線（区間番号：2 5 0 2）
- 3・4・2 5 東原村木沢線（区間番号：2 6 0 5、2 6 0 6）
- 3・5・4 香澄町専称寺線（区間番号：3 0 0 3）

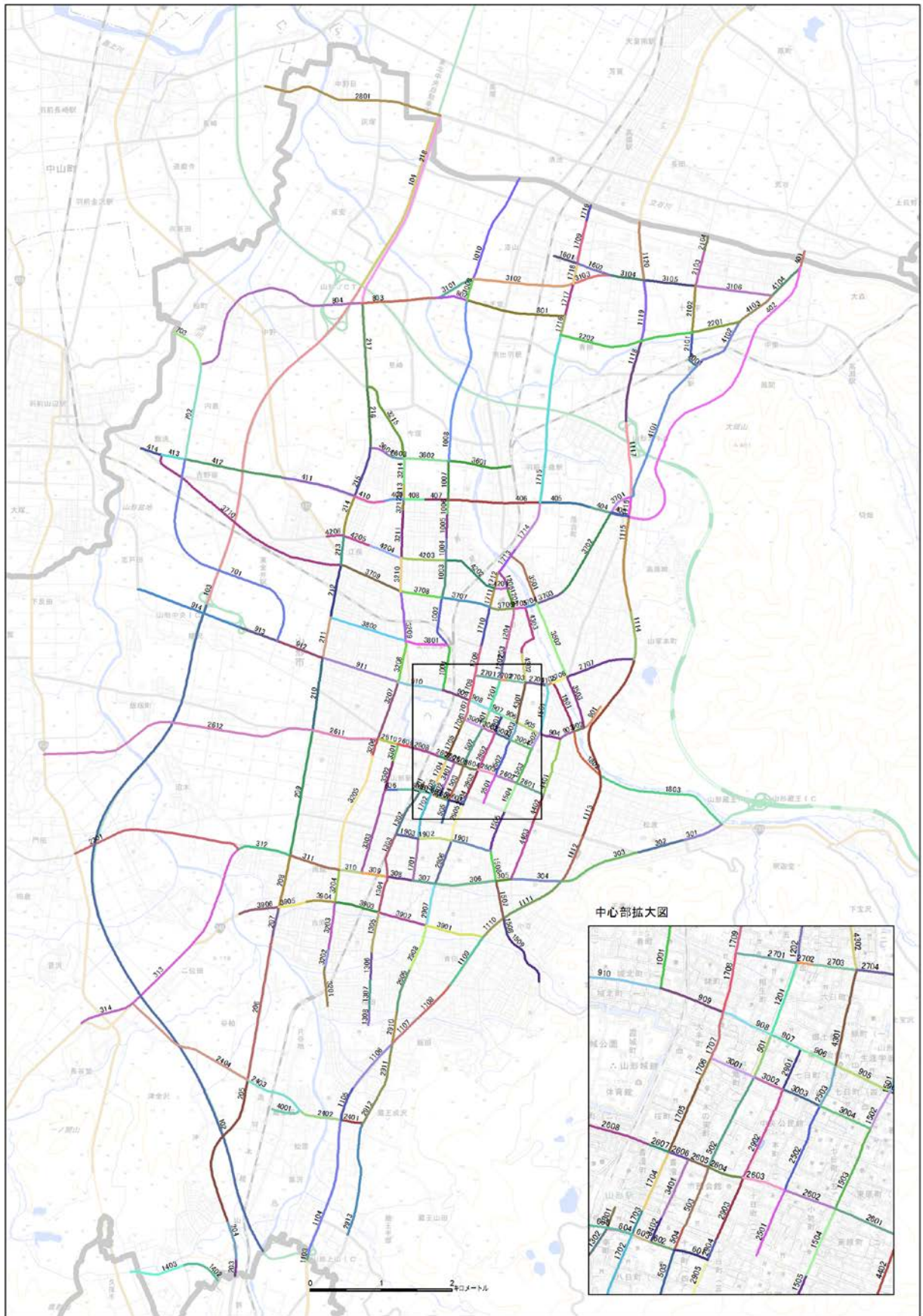


図 区間番号図